

25 循環第529号

平成25年11月1日

一般社団法人愛知県建設業協会会長 様

愛知県環境部長



不要となった生コンクリートの適正処理の徹底について（通知）

日頃は、本県の廃棄物行政の推進について御理解と御協力をいただきありがとうございます。

このたび、県内において建設工事で余り不要となった生コンクリート（以下「不要生コン」という。）を、自社の生コンクリート製造工場で処理せずに自社の所有地へ不法投棄したとして、生コンクリート製造業者らが逮捕される事案がありました。

不要生コンは、自社の生コンクリート製造工場へ持ち帰り、骨材の回収、コンクリート二次製品の原材料としての利用若しくは硬化・破砕してRC-40としての再生利用又は産業廃棄物処理業者への委託等により、適正処理を行う必要があります。

ついては、不要生コンの適正処理について、貴協会においても会員へ周知徹底していただくようお願いいたします。

なお、愛知県生コンクリート工業組合、一般社団法人愛知県産業廃棄物協会及び県関係部局にも通知を発出しましたので、御承知おきください。

担 当 資源循環推進課

廃棄物監視指導室監視グループ

電 話 052-954-6238（ダイヤルイン）

ファックス 052-953-7776